

(仮称) 新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境の確保に関する条例 骨子

1 条例の目的

新宿駅周辺地域において路上飲酒を制限し、並びに迷惑行為及び来街者の過度な集中による事故等を防止することにより、新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境を確保することを目的とする。

2 定義

- (1) 新宿駅周辺地域 歌舞伎町一丁目及び新宿三丁目の区域をいう。
- (2) 路上飲酒 道路、公園、広場その他公共の場所において飲酒することをいう。
- (3) 迷惑行為 正当な理由なく次に掲げる行為を行うことをいう。
 - ア 火気を使用する行為
 - イ 街路灯、建造物等に上る行為
 - ウ 音響機器等により音を異常に大きく出す行為
 - エ アからウまでに掲げる行為のほか、他人に迷惑を及ぼす行為又は危害を及ぼす恐れのある行為
- (4) 関係行政機関 新宿駅周辺地域を管轄する警察署その他関係行政機関をいう。
- (5) 関係団体 新宿駅周辺地域の区域内に存する町会、自治会、商店会その他の地域活動を行う団体をいう。
- (6) 来街者 新宿駅周辺地域を訪れる者又は通過する者をいう。
- (7) 事業者 新宿駅周辺地域及びその周辺地域において、事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

3 各主体の責務

- (1) 区の責務
 - ア 関係行政機関及び関係団体と協力体制を確立するとともに、来街者に対するマナーの向上、事業者に対する意識啓発等この条例の目的を達成するために必要な施策を推進するものとする。
 - イ 関係行政機関及び関係団体と協議の場を設け、施策に反映させる。
- (2) 来街者の責務
関係法令を遵守し、マナーの向上及びこの条例の目的を達成するための区の施策への協力
- (3) 事業者の責務
区が実施する酒類の販売自粛等の施策への協力

4 路上飲酒の制限

期間を限定して、路上飲酒を禁止するとともに、期間中は酒類販売店舗に対し販売の自粛を要請する。

(1) 期間

- ア 10月31日及び11月1日

イ その他、区長が特に必要と認める期間

(2) 禁止区域

新宿駅周辺地域のうち、区規則で定める区域内 ※資料4－2地図参照

5 指導

区長は、路上飲酒をしていると認められる者に対して、路上飲酒を中止するよう指導することができる。

6 迷惑行為の禁止

来街者及び事業者は、法令に定めのあるもののほか、新宿駅周辺地域の公共の場所において、迷惑行為をしてはならない。